



進路だより

揖斐特別支援学校

キャリア支援部 第2号



～ 未来へはばたくみなさんへ ～

令和6年度 5月発行

令和5年度の当校高等部の卒業生の進路先

卒業生11名の進路先は、一般就労に2名、福祉就労（A型事業所1名・B型事業所5名・生活介護3名）に9名でした。具体的な進路先は、下記の通りです。

【進路先：一般就労】



事業所名	場所	職種
株式会社 天木鉄工	大垣市	工場作業補助
イビデン樹脂 株式会社	池田町	製品の積み降ろし、段ボールの組立

※障害者雇用率制度（法定雇用率）とは？

民間企業や国、地方公共団体は、障害者雇用率に相当する人数以上の障がいのある方を雇用しなければならないとする制度のこと。現在民間企業の法定雇用率は、2.5%で従業員を40人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければならない。2年後の2026年7月には2.7%に引き上げられます。企業は今後、社会的責任を果たすため、より積極的な採用を心掛けると思われます。ただ、障がい者なら誰でも良いわけではなく、実習を通して“求める人材であるか（マッチングしているか）”を見極めて、採用を決めることとなります。

※どの企業も、法定雇用率の達成を意識し、障がい者雇用に取り組んでいます。法定雇用率を達成している企業は、雇用を控え実習の受け入れ自体も中止する場合があります。上記の企業で、今年度も実習の受け入れ及び就労に結びつく保証はありませんので、ご理解ください。企業の方は、現場実習を通し、実習生が企業の求める人材であるか“マッチングの場”として見ています。お子様の中には、実習前に“仕事が自分に合っているのか”や“やりがいを感じる仕事か”を見極めるのに苦労している人も多いと思います。たくさんの卒業生と関わる中で、思い起こすと初めから好きな仕事を明確に持ち、実習に臨んでいた生徒はいませんでした。「好きな仕事だからここで実習を行う」ではなくて、どんな仕事内容でもまず「真剣に実習に取り組む」ことで、「好きな（やりがいのある）仕事が見つかった」に変わっていきました。まずは、ベストを尽くしましょう！！

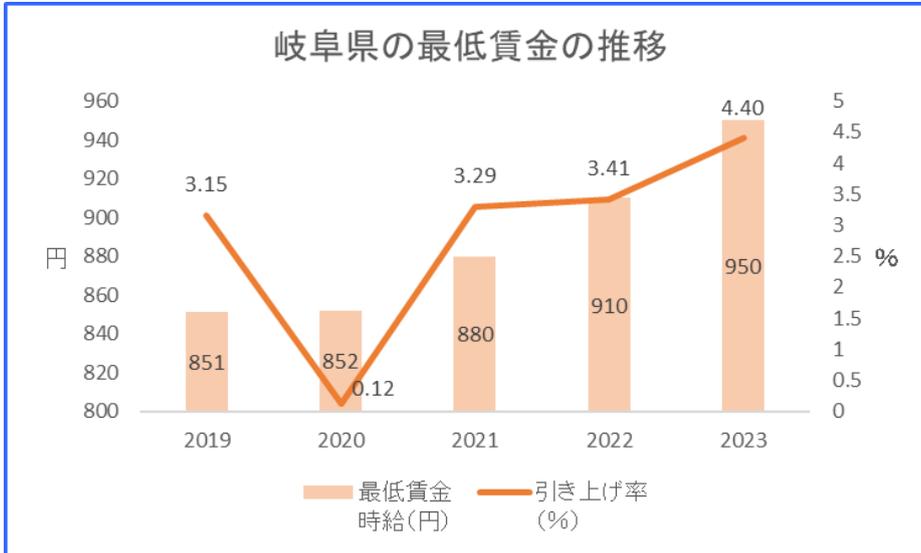
※最低賃金について

Q：「最低賃金」とは何ですか？

A：最低賃金とは、最低賃金法に基づいて国が定めた賃金の最低限度額（時給換算）のことで、事業主は最低賃金以上を労働者に支払わなければなりません。最低賃金というと、都道府県ごとに定められる地域別最低賃金が一般的ですが、特定地域内の特定の産業について定められる特定最低賃金もあります。地域別最低賃金は、毎年10月頃に改定されます。

Q：「地域別最低賃金」はどのように改定されますか？

A：地域別最低賃金の改定は、国から示される引き上げ額の目安を参考に、地方最低賃金審議会での審議・答申などを経て、都道府県労働局長により決定されます。現在の岐阜県の最低賃金は、950円です。



※愛知県の最低賃金は、現在1,027円で、人材を確保するために、最低賃金の950円を上回る賃金設定をしている企業も多くあります。
 ※全国平均の最低賃金も1,004円であり、今後更に賃金の上昇は続くと思われれます。

【進路先：福祉就労】

事業所名	サービス	場所	作業内容
プルメリア	A型事業所	各務原市	ネジの計量、袋詰め等
就労継続支援 B 型事業所アトリエ M	B型事業所	本巣市	ハンガーの組立等
グランスター	B型事業所	大垣市	軽作業
揖斐川町福祉作業所いずみ	B型事業所	揖斐川町	バリ取り、箱折り等
就労支援センターもみじの里	B型事業所	大野町	紙袋作り、茶の実選別等
ぬくもりの家青い鳥	B型事業所	大野町	箱折り等
生活介護事業所 亀福	生活介護	神戸町	軽作業

※福祉就労先の事業所には、定員があります。必ず卒業後に利用できるとは限りません。そのため、高等部2年生の2回の実習では違う事業所で体験することをお勧めします。また、サービス形態だけにこだわらず、その事業所ではどのような作業（企業から委託された工賃作業・自主製品作り・食品加工等）や活動（一日中作業・午前中作業、午後は創作活動やレクリエーション等）をしているか、それがお子様に合っているかを確認してください。（見学も基本可能です。見学したい事業所があれば、キャリア支援部から一度確認をとりますので、ご連絡ください。運営方針や利用後の送迎の有無等も確認しておくことをお勧めします。）